

使用旅客船ごとの最大搭載数量

旅客、手荷物、小荷物、自動車及び貨物の最大搭載数量

船名			
旅客	人	人	人
手荷物、小荷物、貨物	m3(トン)	m3(トン)	m3(トン)
自動車	台	台	台

(注)

- 1 予備船の船名は、括弧書きとすること。
- 2 最大搭載数量について

旅客については人数、自動車については台数とする。その扱いについては、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第54号第3条に基づく内航旅客定期航路事業運航実績報告書第1号様式の注6及び注10に準ずることとする。

また、貨物の最大輸送能力については、受託手荷物、特殊手荷物、小荷物及び貨物輸送を対象とし、m3(トン)数で表示することとする。

手荷物は、受託手荷物及び特殊手荷物をいうものとする。則第2条第1項第3号ロの第1号様式使用船舶明細書における貨物積載容積を記載する。トン数表示の場合は、輸送する主要貨物によるトン数換算を行い、貨物積載容積がない場合には、輸送実績に基づくトン数を記入することとする。

この場合、手荷物(受託手荷物及び特殊手荷物)、小荷物及び貨物の最大搭載数量の合計が、サービス基準に定める貨物の最低輸送能力を上回る必要がある。